

2025年 社会保険ダイアリー<A5判>

2025年 社会保険Desk Diary<B5判>

顧問先への事務所PRツールとして最適! 一表紙に事務所名を印刷してご贈答に—

A5判192頁(うち便覧64ページ)

[illegible]

〈ダイアリー部分イメージ〉

■ 社会保険ダイアリー

A5 判 192 頁（うち便覧 64 頁）

- コンパクトサイズで、持ち歩きにも便利
- 見開き 1 週間、右側にフリー頁配置で、スケジュール・用件が多いときも安心
- 便覧部分は充実の 64 頁、健保、年金、労働に関する日常業務に絶好の手引書
- 年金事務所・街角の年金相談センター・全国健康保険協会各支部の一覧を巻末に掲載

2025
社会保険Desk Diary

●●●● 社会保険労務士事務所
F 000-0000 東京都●●区●●町1-2-3
TEL 03-0000-0000

B5判160頁(うち便覧32ページ)

10 OCTOBER 神無月		補助活動 せいいいやっさん 窓明に誘って、身常に熱心に往事に励むこと	
5	273 ㊦	12	280 ㊦
6	275 ㊦	13	282 ㊦
7	274 ㊦	14	283 ㊦
8	275 ㊦	15	285 ㊦
9	276 ㊦	16	284 ㊦
10	279 ㊦	17	285 ㊦
11	280 ㊦	18	286 ㊦

■ 社会保険 Desk Diary

B5 判 160 頁（うち便覧 32 頁）

- 大判サイズで、ディスクワークでの活用に最適
- 見開き2週間でスケジュール管理ができ、書込欄もワイド
- フリー頁はダイアリー頁の後に60頁を一括挿入、自由度満点
- 便覧部分は要点をまとめて32頁に編集。健保、年金、労働に関する必要な情報を即座にピックアップ

〈便覧部分イメージ〉

[illegible]

医療保険の負担のしくみ

健康保険の診療を受ける場合は、受診時に被保険者証等を医療機関等に提示して一部負担金を支払う。この一部負担金の割合は、年齢や所得の状況に応じて決められている。

制度	年齢	一部負担率 (※世帯別利用 ⁽¹⁾)	入院給付金 生活療養費	入院給付金 生活療養費
国民健康保険 (市立病院・市立診療所)	義務教育就学前 ⁽²⁾	2割	※特別障害者は 生活療養費 負担金無し ⁽³⁾	65歳以上 の対象
	義務教育就学～ 70歳未満	一般：2割 認定小・中学生 ⁽⁴⁾ ：3割	※20歳未満は 1日780円	※特別障害者は 7割負担
	70歳以上 75歳未満		※20歳未満は 家族療養費とし て同額	※特別障害者は 2割負担
	75歳以上	一般：1割 現役並み所得者 ⁽⁵⁾ ：3割	※20歳未満は 家族療養費とし て同額	※特別障害者は 2割負担
国民健康保険 (市立病院・市立診療所)	75歳以上 (一定の所得認定 者は65歳以上)			

⑨ 医療機関経営の効率化のため、医療費の自己負担限度を2割引き
 ⑩ 数値管理システムによって、6歳未満の子供の医療費の自己負担を減らす
 ⑪ 現世帯の世帯主として62万9千円未満の人（専業主婦で年収28万3千円、夫の所得が53万9千円未満の場合を除く）
 ⑫ 現世帯の世帯主として、世帯所得が145万円以上かつ年収が80万円以上の人となる。なお、前年の世帯の所得が145万円未満の世帯主の収入が増えている場合、世帯の収入が前年より15%以上となる人は、所得と世帯主の年齢を考慮する

●**高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）**
 療育科・療養科の療養診療による同一月・同一医療機関の自己負担額が高額となるときは、次の月の月給収入のときなど、同一収入額に区分するに依り一定額を超えたとするとその超過した部分の5割が高額療養費として受け取れる。高額療養費の自己負担限度額は、就労未満と70歳以上の就労未満とでは異なっている。

※70歳未満の場合		※多数該当者の限度額（月額）	
区分	自己負担限度額（月額）	区分	4回目から
上位所得者	150,000円＋（医療費－500,000円）×1％	上位所得者	83,400円
一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％	一般	44,400円
低所得者	定額35,400円	低所得者	24,600円

■世帯で合算した額が自己負担限度額を超えたとき（世帯合算）
同一世帯（被保険者と被扶養者）で、同一月で25,000円以上の負担が複数生じ、その合計が自己負担限度額を超えたとき、その超えた部分が受けられる

■同一世帯の高額療養費が12ヵ月間に多数該当したとき（多数該当）
同一世帯の70歳未満の患者が直近12ヵ月の間に高額療養費の支給を3回受けたときは、初日から所得区分に達しえた額が受けられる。

退職後の医療保険への加入

健康保険の任意加入	被保険者資格の喪失日の前日まで
-----------	-----------------

保険料は退職時の標準月額報酬額によって決まり全額本人負担になる。ただし、保険料には最低額と上限額が定められており、協会けんぽの場合、資格喪失時の標準月額報酬額×全被保険者の平均月額（平成22年度260,000円）に基づいて保険料が算出される。

国民健康保険税の被保険者になる	療育手帳の所持者は児童福祉法による療育手帳の交付を受けた児童福祉施設に在籍する児童であり、国民健康保険の被保険者となる。国人の手続は在区(市町村)住民(1)・被保険(2)となる。海外の手続は①と②に準ずる。
健康保険の被扶養者になる	被扶養者としておこなわれる。被扶養者となる人への収入は、一定の基準に達しない。国民健康保険の被扶養者となることで、国民健康保険の保険料が免除される。国人の手続は、扶養者の手続を通過して行う。保険料は健康保険被扶養者から徴収しているため、個人の手続きは不要。

中欄などでも示したとおり、中欄と中欄下の被保険者(被扶養者)に加入することができるよう、海外からの受給者などです。国民健康保険税(税)は、国民健康保険の被扶養者の30/100に1に計るなどの負担軽減措置が定期的に実施されている。

■60歳以上の退職者が加入する医療制度

国民健康保険の被保険者になる	一定の厚生年金受給者等であれば、65歳になるまで国民健康保険の被保険者となる。退職被保険者に該当しない人や65歳以上の人是一般の被保険者になる。 退職被保険者と一般被保険者の保険料（関）額、自己負担割合、給付内容は同一である。
----------------	--

	したが、地域医療推進の役割に繋がる役割の一部は、病院が担わねばならないと考えられる。
健康保険の任意継続保険料	40歳以上の退職者も65歳未満の退職者と同等に2年滞、任意継続被保険者となることとなる。2年が経過したのちに国民健康保険に加入するか、健康保険の被保険者になる手段とする。
健康保険の被扶養者になる	被扶養者の生活維持費等、被保険者および本人の収入等、一定の基準に達しない健康保険の被扶養者となることとなる。

※上記のいずれの場合も75歳（一定の障害のある人は65歳以上75歳未満）になったら、
 続・退勤に係らず後援高齢者医療制度の被保険者となり、都道府県（広域連合）こ
 に定められた保険料を負担する 加入直前に被扶養者であった人は、保険料負担の軽
 減措置がある

【退勤後の医療保険の加入手続き】

	制 度	手続等先	保険料	備 考
Ⅱ	任意継続 被保険者	協会けんぽは都道府県支部または健康保険協会	退職時の標準月額割額による （金額本人負担・上限あり）	平額金は資格喪失日から 1日以内に行う
	任意継続の 被保険者	退職後の標準月額割額による		協会によるとは異なる

国民健康保険の被扶養者	市役所の事業主として専ら生計を営む	保険料の個人負担なし	住民票などを添付する
国民健康保険の被扶養者	市区町村の福祉課	前年の所得による（市区町村により異なる）	書類を提出できる書類を添付して14日以内に行う

◆社会保険便覧の主な内容

〈健康保険〉

給付一覧、高齢者医療、退職後の医療、都道府県別保険料率等

〈年金〉

保険料・給付一覧、老齢・障害・遺族給付制度、
在老、離婚分割、併給調整等

〈労働保険〉適用・手続き一覧、労災・雇用保

陰料、労災・雇用給付等

※カレンダー部分、及び便覧部分は、令和6年8月末時点の法令に基づく情報を掲載しています。